

支援制度紹介

企業立地奨励金が

奨励措置の対象となる企業

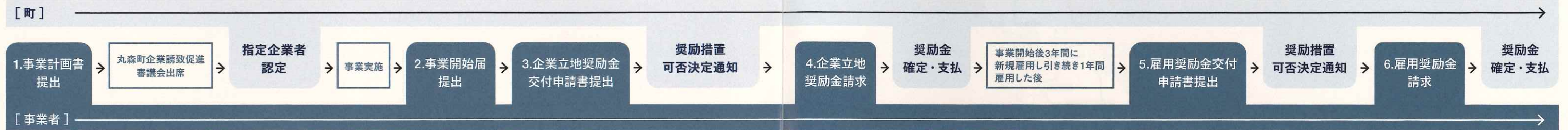
町内において、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる産業のうち、次の事業を営む者を対象範囲とする。

農業、林業、水産養殖業、建設業、製造業（研究施設を含む）、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業全般、宿泊業（旅館・ホテルに限る）、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、その他町長が必要と認めるもの

奨励措置を受けるための要件

- [要件1]
事業への投下固定資産の取得額が3千万円以上
- [要件2]
事業開始時において、当該事業所の常用雇用者のうち、町内に住所を有する者が5名以上であること。（5名に満たない場合は、町内に住所を有する使用者も含む）
- [要件3]
丸森町企業誘致促進審議会の認定

補助制度の手続きフロー



県と町のワンストップ窓口で強力支援

制度名	融資対象	融資要件	利率	融資期間	融資限度額
工業立地促進資金融資制度	・用地取得費	工場適地、農工団地等、工業振興政策等に適合する立地場所であること	1.50%	15年以内 ※1	5億円（特例10億円） 用地取得費の80%以内
企業立地資金貸付制度	・工場等の建設費 ・機械設備の取得費	原則として中小企業 新規雇用者3人以上（発電用施設周辺地域の住民）	1.50%	15年以内 ※1	5億円（特例10億円） 用地取得費の80%以内

取扱銀行等は、県内に本社又は支店を有する銀行、信託銀行及び商工会組合中央金庫です／表中※1：うち据置期間2年以内

[企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例]

要件等	令和10年3月31日までに宮城県内で以下の対象設備の新増設を行った法人であること ◎対象設備：製造事業用の設備で取得価額が1億円以上／製造事業用の建物を取得すること／設備の新増設により雇用者が3人以上増加すること	優遇内容	法人事業税 対象設備を事業の用に供した日から起算して3年以内に終了する各事業年度分の事業税（所得割に限る）を免除 不動産取得税 税率を1/2に軽減 県固定資産税 税率を1/4に軽減
-----	---	------	---

立地後の支援も充実！

丸森町中小企業振興資金融資

- [対象者]
◎丸森町内に事業所を有し、かつ町内において引き続き同一の事業を1年以上営んでいる者
◎前年度までの町税を完納し、かつ債務の全部を弁済できると認められる者 ◎事業内容が堅実で社会的に信用があると認められる者
◎宮城県信用保証協会で代位弁済を受けていない者 ◎金融機関より取扱停止を受けていない者
- [融資条件]
◎資金の使途：運転資金または設備資金 ◎融資限度額：2,000万円以内
◎融資期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内 ◎融資利率：1.5%
◎担保及び保証人：無担保、連帯保証人は原則法人代表者以外は不要 ◎信用保証：保証協会の信用保証を受けること
◎保証料：町が全額負担 ◎返済方法：一括または分割払いとし、措置期間は6か月以内とする
※ご注意：取扱金融機関および信用保証協会等の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります

最大2億円に拡充！

工場等建設費（企業立地奨励金）

最大2億円

- ◎対象要件：左記「奨励措置を受けるための要件」を満たしていること。
◎企業立地奨励金額：（令和13年3月31日までの申請）投下固定資産取得額が1億円以下の場合→投下固定資産の取得額の20%の額（1,000万円限度）／投下固定資産取得額が1億円を超える場合→投下固定資産の取得額の10%の額（2億円程度）／※上記期間以外に申請があったもの→投下固定資産の取得額の1%の額（1,000万円限度）

人件費（雇用奨励金）

最大200万円

- ◎対象要件：企業立地奨励金の交付を受けた企業で、事業開始から3年の間に町内に住所を有する者を新たに常用雇用し引き続き1年間雇用すること。
◎雇用奨励金額：新規常用雇用者の人数×10万円、新規学卒常用雇用者の人数×15万円／※1人につき1回限り、年間200万円を限度とする

町税の免除

最長5年

- ◎対象要件：左記「奨励措置を受けるための要件」を満たしていること。
◎免除額：固定資産税×30%（5年間）、町民税法人税割×30%（5年間）
上記以外にも...過疎地域における固定資産税の課税免除／◎対象要件：過疎地域内で製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業、旅館業（下宿営業を除く）を営む企業が、取得価額500万円～2,000万円を超える家屋を新増設した場合◎免除額：固定資産税×100%（3年間）

みやぎ企業立地奨励金

最大40億円

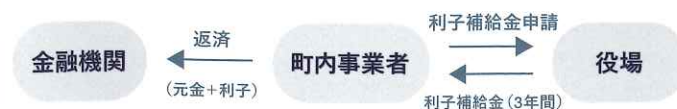
奨励金交付額算定基準...工場等（製造業に関わる工場又は研究所に限る）を新設する場合

宮城県内に工場等を新設または増設した企業に対し、「投下固定資産額」及び「新規雇用者数」に応じて奨励金を交付します。
※右記は算定基準表の一例です。詳しくは「みやぎ企業立地ガイド」をご確認ください。

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
	100億円以上	210人以上	投下固定資産額 ×	10%	40億円
	50億円以上	70人以上	投下固定資産額 ×	10%	20億円
	20億円以上	50人以上	投下固定資産額 ×	7%	7億円
	1億円以上	20人以上	投下固定資産額 ×	5%	5億円
	1億円以上	3人以上	投下固定資産額 ×	3%	3億円

丸森町中小企業振興資金利子補給金

償給利子の1/2相当



- ◎対象者：借入実行日の直近の決算の売上高が、その前期の決算の売上高に比して10%以上減少している者／◎補給金額：償還利子（延滞利子額を除く）の2分の1に相当する額を限度／◎補給期間：3年（36月）分以内
※上記に該当する場合でも対象外になることがあります。また、本事業は予算の範囲内での対応となります。

丸森町のお仕事探し

マルジョブ Marujob

- 町内企業であれば、求人情報を無料で掲載することが可能です。各社の求人情報の発信力が強化できます。
◎対象求人：丸森町内が勤務地で、正規雇用の募集であること
◎事業の概要：①企業の求人情報発信力強化支援 ②作成した求人情報は「Workin」「Indeed」といった主要求人メディアサイトに自動的に連携します ③求人に対する応募者情報を「Talent Clip」で管理でき、募集→応募→選考進捗管理→採用 までを各企業毎に管理・運用が可能。